

# クーリング・オフって？

契約後、一定期間内であれば一方的に無条件解約できる制度です。

## どんなときにできるの？

訪問販売や電話勧誘で、契約をしてしまった場合です。

クーリング・オフできる主な取引と期間	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売 (キャッチセールス、催眠商法等を含む)</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●特定継続的役務提供(エステ・語学教室等)</li> <li>●訪問購入(訪問買取)</li> </ul>	契約書面を受け取った日を含めて <b>8日間</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●連鎖販売取引(マルチ商法)</li> <li>●業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法等)</li> </ul>	契約書面を受け取った日を含めて <b>20日間</b>

※適用除外の商品・サービスもあります。(例:葬儀、自動車)

## こんな場合はクーリング・オフができません！

- 店舗で購入した場合
- 通信販売  
※業者が返品の可否や返品期間等の特約を設けていればそれに従います。
- 使用してしまった消耗品(健康食品、化粧品、履物など)
- 営業目的のための契約
- 3,000円未満の商品を現金で購入した場合

クーリング・オフの手続きは必ず書面で行いましょう。  
ご不明な点があれば消費生活センターへお問い合わせください。

# 知って防ごう!消費者トラブル~安全で安心できる消費生活を実現するために~

### 地域で



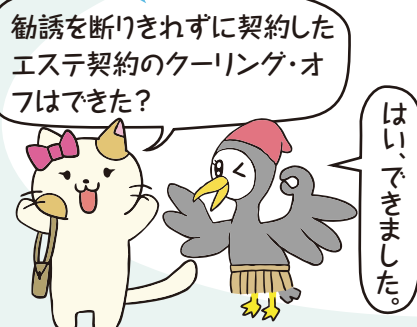
- 公民館などで開催されている、消費者トラブルに関する講座や催しに積極的に参加しましょう。

### 家庭で



- テレビや新聞、インターネットから消費者トラブルを避けるための情報を取り入れましょう。

### 職場で



- 先輩社員から若い社員に、悪質商法の対処法などのアドバイスのほか、社員間で情報を共有をしましょう。
- 社員の家族を含む消費者トラブルについても積極的に情報交換しましょう。

### 学校で



- 家庭科や社会科の授業で消費者教育が行われています。学校で習ったことを家庭でも話しましょう。

## 福岡県警からのお知らせ



電話でお金はすべて詐欺!すぐに相談・110番

知っていてもだまされるニセ電話詐欺。犯人と話さないことがもっとも効果的

**まっ太フォンの活用をご検討下さい**  
まっ太フォンとは迷惑電話を防止する機能がついた電話機の実称で、お近くの家電販売店で購入できます。

**機能1**  
事前に登録した迷惑電話番号を自動で**着信拒否**

**機能2**  
相手に通話を録音することを**事前警告**  
この電話は詐欺防止のため録音します

**機能3**  
通話内容を**自動録音**  
もしもし おれだけども

**機能4**  
電話に出る前にアナウンスで**注意喚起**  
ニセ電話詐欺にご注意ください

**便利な4つの機能**

問合わせ先 福岡県警察本部生活安全総務課 TEL:092-641-4141

## 福岡市消費生活センターのご案内

消費者トラブルで困ったときは  
ひとりで悩まず相談しましょう!

※相談は、福岡市内に在住または在勤、在学の個人の消費者に限ります。

消費生活センター相談コーナー

相談専用電話 **092-781-0999**

**受付時間** 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く):9時～17時  
第2・4土曜日:10時～16時(電話相談のみ)

### アクセスマップ



**福岡市消費生活センター**  
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5-1(あいれふ7階)  
TEL:092-712-2929(事務室)  
FAX:092-712-2765

消費者ホットライン188

お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します。

ツイッター  
フェイスブック  
やっています!



【ツイッター】



【フェイスブック】

QRコードは  
こちらです

